

令和 5 年 7 月 20 日

男女共同参画課

令和 5 年度 困難女性支援関連事業について

1 困難を抱える若年女性支援推進イベントについて

(令和 5 年度予算額：1,220 千円)

(1) 目的

- ・令和 4 年度に実施した「女性若者活躍推進会議(以下、「会議」)」と「女性の暮らしと困難に関する実態調査(以下、「調査」)」等から見えた課題を広く市民に周知し、若年女性支援に関する機運醸成を図る。
- ・市内で活動する若年女性支援団体の見える化と支援団体同士の連携強化を図る。

(2) ターゲット

- ・若年女性支援に関心のある市民
- ・若年女性支援に携わる支援団体と関係者
- ・その他

※構想段階では、市民啓発イベントと調査を活用したイベントをそれぞれ企画していたが、2つのイベントを併せて実施することで厚みを持たせるとともに、集客力の強化を図る。

(3) イベント概要

- ・タイトル：困難を抱える若年女性支援推進イベント
- ・日 時：令和 5 年 10 月 15 日(日) 10:00~16:00
- ・会 場：エル・パーク仙台
- ・主 催：仙台市・(公財)せんだい男女共同参画財団
- ・概 要：①トークイベント(10:15~12:30) 定員 150 名程度
②支援団体活動紹介ブース(10:00~16:00) ブースは 20 程度を想定

(4) トークイベントの主な登壇者

- ・市長
- ・ジェンダースペシャリスト大崎麻子氏

(5) 今後の予定

令和 5 年 8 月 広報開始(HP、チラシ等)、トークイベント参加者募集開始
9 月 市政だより掲載
10 月 記者発表

2 困難を抱える若年女性の気付きを得るための新たな取り組み

(令和 5 年度予算額：600 千円)

(1) 目的

自身の困難に気付きにくい若年女性に自身の困難を客観的に理解してもらい、相談や支援に繋がってもらうことを目的とし、困難な状況を分かりやすく伝えるため、マンガで困難事例を作成する。

(2) マンガの作成について

- ・マンガ作成にあたっては、マンガ作成について学んでいる市内の専門学校日本デザイナー芸術学院の学生に依頼している。
- ・情報を届けたい若年女性と同年代の学生にマンガを作成してもらい、ターゲットに関心を持たれる内容とする。

- ・ 2 ページフルカラーの作品を数本作成予定。 ※学校側と調整の上検討

(3) 現状と今後の見込み

令和 5 年 4 月 支援者団体から困難に関する事例収集

6 月 ネームの作成

8 月 1 作品目完成予定

※ 2 作品目以降については、学校側と調整の上、制作を進める。

※ 完成したマンガは、市HP上で公開するほか、支援団体等への周知を行う。

3 困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業

(令和 5 年度予算額 : 5,700 千円)

(1) 目的

貧困や孤立、性被害などのリスクを抱えるものの、様々な事情で支援機関につながっていない 10 代から 20 代の若年期を含めた女性を適切な相談・支援につなげること。

(2) 実施概要

①居場所（夜カフェ）開設

相談員が常駐する居場所カフェ「トナカフェせんだい」を開設する。

毎週金曜日を基本（※）とし、19 時 15 分～22 時 45 分の 3.5 時間。

（※）毎月最終週は居場所カフェの開催はせず、相談員の連絡会を開催する。

②繁華街での夜回り

相談員が繁華街等を巡回し、若年女性に声をかけて困りごとを聞き取り、必要に応じて「トナカフェせんだい」を案内する。

「トナカフェせんだい」の開設日に実施し、巡回時間は 20 時～22 時の 2 時間。

(3) 実施内容

	令和 4 年度	令和 5 年度
開催日	毎週金曜日か土曜日	毎週金曜日
開催場所	仙台駅前か国分町周辺	国分町周辺
居場所カフェ開催時間	20 : 00～23 : 00	19 : 15～22 : 45
夜回り時間	20 : 00～23 : 00	20 : 00～22 : 00

4 市民協働事業提案制度「困難を抱えた若年女性の居場所確保・自立支援事業」

(1) 目的

困難を抱えた若年女性の居場所（住まい）を確保し落ち着いた生活環境を整え、困りごとを整理して解決に導くための伴走支援を行うとともに、市と協働することで、若年者の困難の実情や課題を共有し、若年者が個人の実情に合った支援を受けやすくすること。

(2) 提案団体及び事業協働課

提案団体 : NPO 法人ほっぷすてっぷ

事業協働課 : 市民局男女共同参画課、こども若者局こども家庭保健課

(3) 事業の対象となる者

貧困・暴力・虐待・妊娠その他の事情や親に頼れないなど、様々な困難を抱えた若年女性

(4) 事業内容

- ・ シェアハウスの運営（短中期的な居場所・住まいの提供）
- ・ 相談、支援体制の確立
- ・ 事業内容の周知、共有

- ・特定妊婦等の支援

(5) 提案団体と市の主な役割

①提案団体

提案団体の運営するシェアハウス及びワンルームタイプのサポートハウスを利用し、行き場のない若年女性に短中期的な住まいを提供する。また、入居者を就労支援や公的機関に繋げるなどの支援を行う。

②仙台市

市民局男女共同参画課

男女共同参画課を通じて、市の関係部署や関係民間団体に事業の周知を図り、円滑な事業の推進を図る。

こども若者局こども家庭保健課

本事業で受け入れる特定妊婦など課題を抱える妊婦については、こども家庭保健課から各区家庭健康課・各総合支所保健福祉課に対して特定妊婦支援や乳幼児支援への繋ぎを行う。

(6) 現状と今後の見込み

シェアハウスへの入居件数 新規2件（継続4件）、相談受付件数16件（6月末時点）

【取組状況】

- 令和5年4月 市民協働事業提案制度協定書締結、事業開始
- 5月 提案団体、事業協働課で定例打合せ実施（相談受付状況等を確認）
- 6月 家庭健康課長会議や保護係長会などに出席し、事業概要等を説明
関係各課宛てに事業周知・協力依頼文を発出

【今後の対応】

- 7月 提案団体、事業協働課で定例打合せ（以降も2か月に1回程度開催）
- 9月 市民協働事業提案制度中間報告会
シェアハウス移転
- 令和6年3月 令和5年度事業終了（提案団体から実績報告書提出等）